

○香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の管理及び運営に関する規則

平成18年5月30日

規則第183号

改正 平成26年1月22日規則第2号

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の管理及び運営に関する規則(平成18年香美市規則第131号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第242号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続)

第2条 キャンプ場を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用許可申請書(様式第1号)に利用料金を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、使用の内容を変更し、又は取り止めをする場合は、速やかにその旨を申し出なければならない。

(使用の許可等)

第3条 使用の許可は、休養と健康増進を目的として使用する場合又は公共的行事に使用する場合とする。

2 指定管理者は、使用を許可したときは、使用記録簿に所定の事項を記載するとともに、申請者に使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用の制限)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャンプ場の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) キャンプ場の管理又は運営上支障があると認めるとき。
- (3) その他指定管理者が使用することを不適當と認めるとき。

(利用料金の減免)

第5条 条例第17条の規定により、キャンプ場の利用料金を減免することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市及び市機関が主催又は共催する行事に使用する場合
- (2) その他市長が特に認めた場合

2 条例第17条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金の減額（免除）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免を承認するときは、利用料金減額（免除）承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（利用期間及び宿泊時間）

第6条 キャンプ場の利用期間及び宿泊時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ市長の承認を得たときは、利用期間及び宿泊時間を変更することができる。

(1) 利用期間 3月24日から11月20日まで

(2) 宿泊時間 チェックイン 午後3時から

チェックアウト 午前11時まで

（遵守事項）

第7条 キャンプ場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) キャンプ場内では、市長又は指定管理者の許可を受けないで行商・募金その他これに類する行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 建物その他工作物、設備等を汚損し、又は損壊するおそれがある行為をしないこと。

(4) 他に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯若しくは連行しないこと。

(5) 附属設備等を施設外に持ち出さないこと。

(6) 衛生、風紀、保安を害しキャンプ場の管理上障害となる行為をしないこと。

(7) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（特別の設備）

第8条 使用者は、市長の許可を得て特別の設備をすることができる。ただし、使用者は使用后直ちにこれを撤去し、元の状態に復さなければならない。

（その他）

第9条 条例及び規則に定めるもののほか、キャンプ場の管理及び運営について必要な事項は、市長が、又は指定管理者が市長の承認を得て、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の日の前日までに、改正前の香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の管理及び運営に關す

る規則（平成18年香美市規則第131号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年1月22日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第3号(第5条関係)

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場利用料金減額(免除)承認申請書

年 月 日

香美市長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
(電話)

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の利用料金減額(免除)の承認を受けたいので次のとおり申請します。

使 用 日 時	年	月	日	時	分	日	時間
使 用 目 的							
使 用 施 設 室 名 等				使用備品			
減 額 (免 除) を 受 け よ う と す る 理 由 金 額	円						
※ 減額(免除)額の 算定	A 利用料金 円	減 額 (免 除) 申 請 額 円		B 決 定 減 額 (免 除) 額 円	決 定 利用料金 (A-B) 円		
備 考							

様式第4号(第5条関係)

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場利用料金減額(免除)承認通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けの申請について次のとおり承認します。

利 用 料 金 (A)	円
減 額 (免 除) の 額 (B)	円
決 定 利 用 料 金 (A) - (B)	円

様式第1号 (第2条関係) 略

様式第2号 (第3条関係) 略

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)